



インド、日本・中国・韓国・ロシア産CRGO及びアモルファス金属に対するアンチダンピング調査を開始 — 日本の輸出企業が今検討すべきこと

Authored by [Reena Asthana Khair](mailto:reena.khair@kochhar.com), Senior Partner (reena.khair@kochhar.com) and [Rustam Chaudhuri](mailto:rustam.chaudhuri@kochhar.com), Associate (rustam.chaudhuri@kochhar.com)

インド商工省・貿易救済総局（DGTR）は、日本、中国、韓国及びロシアを原産国又は輸出国とする**方向性電磁鋼板（Cold Rolled Grain Oriented Electrical Steel : CRGO）及びアモルファス金属（Amorphous Metal : AM）**について、アンチダンピング調査を開始しました。

日本の鉄鋼メーカー及び輸出事業者にとって、本件調査は極めて重要な意味を持つ可能性があります。その理由は、日本が世界有数の高品質CRGOメーカーであることに加え、インドでは送配電インフラ及び再生可能エネルギー分野への投資拡大に伴い、変圧器用電磁鋼板の需要が今後も継続的に増加すると見込まれているためです。

さらに、日本企業の中には、インド現地法人を通じて変圧器を製造している企業も数多く存在し、その多くは日本の親会社、グループ会社、又は長年取引のある商社等からCRGOを調達しています。そのため、本件調査は日本からの直接輸出だけでなく、日本の鉄鋼業界における系列（Keiretsu）型のサプライチェーンにも影響を及ぼす可能性があり、その影響はインド国内にとどまらないものとなるかもしれません。

今回の開始通知では、特に以下の点が注目されます。

・調査対象製品（PUC）にはCRGOだけでなくアモルファス金属も含まれていること

申請企業はCRGOのみを製造していますが、DGTRは現時点では、両製品が変圧器コア用途において技術的及び商業的に代替可能であるとの一応の判断（*prima facie*）に基づき、アモルファス金属も調査対象としています。今後、利害関係者がこの取扱いについて異議を申し立てるかどうかは注目すべき点でしょう。一般的な運用として、DGTRは、国内産業（DI）が調査対象製品を製造する能力を有していない場合には、国内需要を満たすために輸入が不可欠であることから、通常、アンチダンピング税を賦課することはありません。しかし、本件では、DGTRは調査開始の段階において既にこの点について**一応の判断（*prima facie*）**を示しており、この取扱いは今後、利害関係者にとって重要な争点となる可能性があります。

・調査対象期間

ダンピング調査対象期間は**2025年4月1日から2026年3月31日**までとされ、国内産業への損害分析については**2022年4月**まで遡って検討されます。

・遡及課税の可能性

申請企業は、暫定アンチダンピング税が課される場合、その発効日前**最大90日間**まで遡ってアンチダンピング税を課すよう求めています。この点も、今後の調査手続における重要な争点となる可能性があります。

もっとも重要なのは、輸出企業が各種手続期限を十分に把握しておくことです。アンチダンピング調査は厳格な法定期限の下で進められる手続であり、調査当局自身もこれらの期限を遵守することが求められます。そのため、各種提出期限を徒過した場合には、当局が追加の主張や証拠を受け付けない可能性があります。自社の立場を裏付ける証拠の提出や反論を行う機会が大きく制限されるおそれがあります。

主な期限は以下のとおりです。

- ・ **15日以内**：調査対象製品（PUC）の範囲及びProduct Control Number（PCN）の設定方法について意見を提出
- ・ **37日以内**：DGTRのSETUポータルを通じて質問票への回答及び証拠資料を提出
- ・ DGTRが後日PUC又はPCNの内容を変更した場合には、**追加で15日間**の提出期間が認められる可能性があります。
- ・ 期限延長を希望する場合は、**原則として期限の前日まで**に申請を行う必要があります。

戦略的な観点から見ると、本件調査では、調査対象製品の範囲、アモルファス金属の「同種製品（Like Article）」としての取扱い、ダンピング・マージンの算定、国内産業への損害認定、さらには高級グレードのGOESについて国内代替品が存在するか否かなど、多くの重要な論点が想定されます。

もっとも、輸出企業が調査に適切に協力し、十分な主張及び証拠を提出することにより、本件通知による影響やリスクを大幅に軽減できる可能性があります。

貿易救済調査では、証拠収集及び事実認定の段階が最終結果を大きく左右することも少なくありません。そのため、調査開始の初期段階から適切に対応することが極めて重要です。

今後数か月にわたり、その動向を注視すべき調査案件の一つと言えるでしょう。